

**第三回東京都食品安全情報評価委員会
「健康食品」専門委員会**

議事録

日時：平成 17 年 2 月 10 日（木）
会場：都庁第 1 本庁舎 4 2 階特別会議室 C

古田健康安全室食品医薬品安全情報担当副参事（以後「古田副参事」）

大変お待たせいたしました。これより第3回目の「健康食品」専門委員会を始めたいと思います。遅れられている委員はいらっしゃいますが、既に定足数を満たした御出席状況となっておりますので、本会は成立しております。

それでは、梅垣座長によろしくお願いします。

梅垣座長

先生方、お忙しいところありがとうございます。

まず、前回の委員会以降の評価委員会の開催など、都側の動きをご説明していただければと思います。

古田副参事

それでは、前回、12月9日でしたけれども、それ以降の「健康食品」を取り巻く東京都の動きを簡単に説明をさせていただきたいと思います。

まず、12月15日に「健康食品」関係で報道機関への公表を1つ行っております。これは、生活文化局が行ったものですが、東京都は毎年2回、ドラッグストアやインターネットを通じて「健康食品」を買いまして、表示のチェックあるいは成分のチェックを行っております。第1回目の結果につきましては、9月2日に公表しておりましたが、そのうち景品表示法につきまして詳しく調査をした結果を生活文化局の方で発表しました。続きまして、12月6日には、文京区のシビックホールにおいて、「健康食品」の取り扱い事業者に対して法律改正、あるいは正しい表示をするために必要な事項等につきまして講習会を開催いたしました。

それから、第6回の食品安全情報評価委員会が1月14日に開かれました。こちらの評価委員会では、梅垣座長から、これまでの1回、2回の専門委員会の審議経過をご説明いただきました。この中で、情報評価委員会の委員の先生たちからは、検討の方向性については了解をいただきますとともに、ご意見をいただきました。それから、前回の専門委員会でもお話ししたとおり、「健康食品」に対する医療関係者の方の認識とか、あるいは現状などの調査につきましては、委託会社が決定し、調査を既に開始しております。

梅垣座長

ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、検討の全体像の修正ということですが、これは第2回目の専門委員会で先生方のご意見をいただいたもの、それから、その後1月に開催されました評価委員会で専門委員会

の経過報告をしたところ、委員の先生方からいただいた意見というのがありまして、それを反映させるためのものです。

これについて、事務局からご説明をお願いいたします。

古田副参事

それでは、お手元の資料1と資料2をごらんいただきたいと思います。

資料1は、前回の委員会でもご検討いただきました「健康食品」に関する専門委員会での意思統一というべき部分でございます。表現方法について修正をかけました。この内容につきましては、さきに先生方に送らせていただいておりますので、後ほどこの文言等も含めましてご意見等があればいただきたいと思います。

説明は、資料2の方を中心にさせていただきたいと思います。資料2も、前回の専門委員会で提出させていただいた資料です。これを修正させていただきました。修正部分は青字で印字をした部分です。上の方から、網かけした箱の2つ目のところ、「専門委員会で検討の対象とする「健康食品」の範囲」ですが、医師の管理下で使われる栄養補助のための食品などは、私どもが安全性その他についてここで検討する必要はないのではないかなというようなご意見をいただきました。そのため、検討の範囲に、「消費者が自らの判断により利用するもの」という限定をつけることとしました。次に、検討の目的のところでございます。前回までの検討の目的では、『「健康食品」の正しい情報』という言葉が使われておりましたが、この正しい情報というのが具体的にわかりづらいということ、それから、全体といたしまして、「健康食品」の利用を促進するようなトーンに受け取られるというご意見があったため、見直しをしました。最後に、右の図のところですが、企業、それから医療関係者等、がどのような方を指すのか、具体的な対象を入れてございます。こういったところで、この全体像を修正させていただきました。

また、下の方で色をかえている部分は今回検討いただきます部分が、この全体像の中のどの辺の部分を検討していくのかというのをわかりやすくしたものです。

梅垣座長

ありがとうございました。

この修正について、何かご意見がございますか。

では、ないようでしたら、本日の本題に入りたいと思います。主な議題は、先ほどご説明いただきましたように、2つありまして、まず、都民へのメッセージということと、それから、事業者へのアドバイスという2つのテーマになります。

まず、都民へのメッセージの検討から行いたいと思います。事務局から、資料3のご説

明をお願いいたします。

小澤健康安全室健康安全課食品医薬品情報係主任（以後「小澤主任」）

この資料3につきましては、いろいろ細かなこともございますので、担当の方から説明をさせていただきます。（配布資料に従った詳細な説明は省略）

資料3は、この委員会で、都民の方に「健康食品」をよりご理解いただくためのメッセージを作成することを視野に入れ、その骨子案ということになっております。案の作成に当たりましては、以前に委員会で整理した『「健康食品」に関して問題となっている現状』の1つである『都民の「健康食品」への誤認、理解不足』ということと、根本的な誤解と利用方法の誤りということの2点に分けてとらえております。

これまでの2回の委員会の中で、先生方から、情報の伝え方にも反省するべき点があったのではないかと、都民が参考にしたいと思う説明がなされていなかった面もあるのではないかと、それから、食品の役割やその中の「健康食品」の位置づけから説明をし直さないところのものについて正確に理解が得られないのではないかとといった意見がございました。一方で、収集しましたいろいろな調査結果を見ますと、都民の認識や利用状況は、病気の治療を目的とした、あるいは漠然と健康によいということでの利用が多くあることや、制度そのものについても、保健機能食品などの内容、使い方についてもまだよく知られていないということが示されておりました。

これらのご意見、それから調査結果などを出発点として、「健康食品」はどのようなものなのか、その基本を押さえながら、最終的には都民にとって意義のある情報としてメッセージを検討していただきたいと考えております。後ほど、このような2つのとらえ方を柱としましてメッセージの検討を進めることについてもご意見をいただきたいと思っております。

次に、中身ですが、1、2ということで、「根本的な誤解の解消」と、2枚目以降ですが、「健康食品」の利用について」ということで分けています。

まず、「根本的な誤解の解消」についてですが、これまでは、都からは、制度を中心として、医薬品ではないんだから機能は余り期待できない、でも、悪影響はあるかもしれないというような説明の仕方をしてまいりました。ただ、それがメッセージとして伝わりにくかったということもあるのではないかと反省をいたしまして、ここでは食品の役割というものを出発点にしまして、その上で「健康食品」の機能を食品の範囲で考えるべきである。それから、機能増強の意図があるこういう「健康食品」については、普通の食品と全く同じように安全性を考えることはできないのという説明の仕方をすることによって、一歩前進をしたメッセージとしてはどうかと考えております。

その中身は、「食品の役割」、「健康食品」の役割、「健康食品」の安全性」という3つの柱で整理できるのではないかと考えております。

続きまして、「健康食品」の利用についてですが、こちらは、まず図の方を見ていただきたいと思います。前回の委員会の際に、「健康食品」をすべて一緒に説明することは無理があって、そういう説明の仕方をすることによって、正しい理解が阻害されている一面もあるのではないかとのご意見をいただきました。そのため、今回は少し整理をした説明をしようということでの案になっています。

その分類ですが、食事摂取基準の定められた栄養成分とそうでないものという成分に着目してまず2分類にしまして、それぞれについて必要性、有用性、安全性をどのように伝えていくかという整理を行っております。その上で、保健機能食品をどのように活用していくべきかを伝えるというのが比較的わかりやすい分類なのではないかと考えております。

こういった分類は公的に行われているわけではありませんので、どのように分類するかということはいろいろご意見があるところだと思いますが、これも一つの分類の仕方なのではないかと思えます。分類方法自体、内容についても、後ほどご意見をいただきたいと思います。

また表の、一番右側に付加情報という欄がありますけれども、こちらは、具体的な事例などを追加することによって、最終的なアドバイスを作成したいと考えており、その際に付け加える情報ということで見ていただきたいと思います。

まず、「食事摂取基準の定められた栄養成分」についてですが、こちらは、皆様もご存じのことだと思いますけれども、食事摂取基準の定められた栄養成分というのは、必要性、有用性、安全性、どれをとってもそれ以外の成分より多くのエビデンスがあります。この場合に、都民の方に注意をいただかなければいけないことは、足りないこと、そして、過剰な摂取が問題となるということではないかと整理いたしました。

次に、一番の非栄養成分・素材等ですが、ここがいわゆる「健康食品」が入ってくる分類になるのかと思えます。この場合には、必要性はどうなのかというよりも、現状では利用を選択する場合の価値の判断とリスクの回避ということが重要なのではないかと整理しました。

栄養機能食品については、基準というものがある分、栄養素の摂取量のコントロールはしやすいということが言えると思うのですが、現状の制度では、栄養成分でないものをたくさん入れても、全く制度的には問題ないということになっております。そのようなものが入っている栄養機能食品は、本来の栄養機能食品としての利用価値は低いということをはっき

り説明する必要があるのではないかと考えております。

最後に、特定保健用食品ですが、これらは製品の安全性や保健の機能ということについては評価されておりますが、治療目的での利用はできないということと、効果が得られる対象者が程度限定されていることをきちんと理解した上で使っていかなければいけない。そして、医薬品との併用などはかえってリスクがあることがあるので、十分使い方には注意しなければいけないということがメッセージとして必要なのではないかとこのことを整理しております。

本日、骨子の内容について、過不足等コメントをいただきまして、最終的にはアドバイスとるように整理をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

梅垣座長

ありがとうございました。

それでは、資料3に関してご意見をいただきたいと思っております。かなり多岐にわたりますので、まず、資料3の最初の考え方のところを2つに分けるとのことですが、先生方、何かご意見ございますか。

今までは規制一辺倒で行政は大体やっていたのですが、この案だと、実生活に本当に都民に役立つように変えようというところで、かなり踏み込んだ表現になっていると思います。よろしいでしょうか。何か追加とかございましたら……。

それでは、ないようでしたら、次、個別に進んでいきたいと思っております。

まず、2つに分けました最初の「根本的な誤解の解消」というところについて、「食品の役割」、「健康食品」の役割、「健康食品」の安全性」ということをご意見をいただきたいと思っております。

代田委員

質問をさせていただきたいのですが、「食品の役割」の項目のところ、先ほどご説明がありました日本人の食事摂取基準というところがございまして、これはどういう形でメッセージの中に役割として盛り込んでいかれるのでしょうか、教えてください。

梅垣座長

食事摂取基準が策定されている栄養素はいろいろあります。日本人がどの程度摂取すれば健康維持ができるかというところで、エビデンスに基づいて策定されているわけです。例えばいろいろなサプリメントとか「健康食品」がありますけれども、本当に必要かどうかというのを判断するときは、その根拠、例えばビタミンCだったらどの程度摂取すればいいかというレベルがわかるわけです。それに対して、もし、自分が足りないのであれば、何ミリ

グラム補うか。その基準に一応なってくるということです。必要か必要でないかという判断基準は、とりあえず食事摂取基準を参考にして、個人または栄養状態を評価する専門家、栄養士、管理栄養士、また薬剤師、医師の方が判断してアドバイスする。その上の根拠となるようなものだというふうに考えればいいと思います。

代田委員

そうしますと、先ほどの話のこの後のところになります、「利用するとき」という番、「食事摂取基準の定められた栄養成分」というところと関連づけてここが説明されるということになるんですね。わかりました。

池上委員

都民へのメッセージを発するときのスタイルは、このスタイルなんですか。これは単なる問題整理のための形式なののでしょうか。具体的に都民へのメッセージをつくるとき、パンフレットになるかどうかわかりませんが、報告書にするときには、このスタイルではないと考えていいのでしょうか。

古田副参事

最終的にはパンフレットとなるように、この骨子を元に整理を行うことになると思います。

池上委員

そこら辺をきちっと頭の整理をしておきたいなと思って伺ったのです。それで、まず2つに整理するというのは、特に問題はないと思うのですが、1の「根本的な誤解の解消」というのは、何かすごく大げさだなと思います。むしろ、我々みたいな専門の領域から言ったら、食品と「健康食品」の定義はどのようなものをわかりやすく伝える。最初から誤解をしているというようなとらえ方というのは、ちょっとおかしいのではないかなというふうに私は思ったんです。

一部にそういう誤解があるかもしれないけれども、それはそれとして、食品とか「健康食品」がどんな位置づけになっているのかということをもまず明確にしておいて、それを踏まえた上で、上手に利用するにはどういうところに注意したらいいのかというのが2点目という、こういう流れの方が、都民はすごく頭が悪いみたいな印象になってしまうので、こんなタイトルはつけられないのかもしれないんですが、その辺が私は引っかけました。

それからもう1点は、この1のところで、「健康食品」の役割と安全性というのが整理されているのですけれども、一般の食品の安全性はどんなふうに確保されているのか。そのことと「健康食品」の安全性の確保の問題との間にどんな距離があるのかということも、

もうちょっと明確にしておいた方がいいのではないかな。そんなに深く立ち入ってここの場の仕事ではないかもしれないのですが、その対比を通して、「健康食品」の安全性のどこに問題があるのかというのが見えてくる部分というのが私はあるように思います。そういうところも入れていただいたらどうかなというふうに思いました。

古田副参事

まず、初めの方の都民の方の誤解という部分ですけれども、実は、今回ここでお示したのは、資料2の検討事項の項目と同じにしております。この検討事項の中の1のところでございます。これのもとになるどんな都民の方の誤解があって現状がどうなのかという部分は、実は1回目あるいは2回目ぐらいのときに、これまでの既存のアンケートとか、あるいは各調査機関から発表されているものとかということで、ある程度私どもは資料を収集させていただいております。今回、その部分は整理をしてお出ししていないんですけれども、当然都民の方の今どのように認識をされているのか、どういうところが具体的に問題になっているのかというのは、この前にあると考えております。

それから、2点目の一般の食品と「健康食品」の安全性の違いという部分、全体を構成する際に、1項目設けたいと思います。

梅垣座長

これは、今便宜上こういうふうに検討していくということ、最終的に出る文言ではないということですね。「根本的な誤解の解消」というのは、これは都民に問題があるのではなくて、恐らくマスメディアとか、我々も関係しているのですが、情報がいろいろ出ていまして誤解しているということです。私自身は、都民に問題があるのではなくて外部のものが誤解をさせているということに原因があるというふうに思っております。外に出す文言は後で検討すればいいのですが、例えば基本的な知識についてという感じで出せば、それなりにマイルドに伝わっていくのではないかなと思います。

浜野委員

今の言葉の問題は、本音として根本的な誤解の解消というのは、やはりあると思います。正面に出すべきかどうかは別にして、結構あることだと思いますので、編集する上での我々の認識みたいな部分ではとどめておいた方がいいという気がします。

それから、この表の中の「健康食品」の役割のところ、言葉としては、まさに「食品の機能をすべて代替するものではない」と書いてあるんですが、もう少し明快に、「健康食品」というのはあくまでも、あるいは基本的には、例外もあるとは思いますが、補助的な役割のものであるということ。形状ではなく概念としてのサプリメントというんでしょうか、

先ほどの食品と「健康食品」に関する池上先生のお話ではないですけど、役割の違いというものの決定的なところは何だろうと考えたときに、ある意味ではごちゃごちゃになっているものもあると思うんです。

ただ、健康食品というのは基本的には、形状はともかくとして、補助的な位置づけであること これも私は本当はまだよくわからないんですが ではないかなと思っているところなんです。その辺のご意見があればと思いますが、そうであれば、はっきりこれはあくまでも補助ですよ、あるいは一時的に使うものですよというところを明らかにする。あとは、きちっとした栄養士さんとかお医者さんが管理する場合には、少しニュアンスが変わってくる場合はあるとは思いますが、そういうところをもっと前面に出せないものかなというふうに考えています。

林委員

今回の資料は都民へのメッセージとしての最終的な文言ではなく、内容を整理するための文章ではありますが、気がついた順に整理していかないと忘れてしまいますから、まず用語を含めた基本的な問題について述べます。資料2で、「科学的に不確かな情報の氾濫と適切な情報の不足及び伝達不足」とありますけれども、伝達不足の他に、伝達の体制の不備が大切です。

資料の中に、関係者の周りに6つ丸を書いた図があります。これはわかりやすいのですが、この内容が都の安全条例と整合性がとれているかどうかということを確認してください。それから、国からも似たような図が示されていますが、それとの関係も調べた方がよいと思います。

それから、資料2に協働という言葉が出てきます。協働は、複数の関係者がお互いに協力し合うことですから、この目的に向けて協働を円滑にするための体制の整備も大切です。ここでは協働と書いてあるけれども、協働するための体制の整備には触れていないので、最終報告書の中には、この点を付け加えた方がいいのではないかと思います。

それから、都民の認識の向上の所で問題になりました「根本的な誤解の解消」についても、「基本的な理解に必要な事項」と書いた方が表現がやわらかくなると思います。

丸山委員

この資料3のところですけども、よくまとまっていると思います。「根本的な誤解の解消」の欄に関しては、確かに強い表現かもしれませんが、食品だから安全だという考え方は当てはまらない。この辺を中心に前面に押し出していくような方法でいけばいいとは思いますが、ただ、次のところに入るのでしょう。「健康食品」の利用について」の

「健康食品」の分類みたいなものがありますけれども、これで読んでいくと、食事ということに関して、「健康食品」というのは全く別個だという考える方が適当なのではないかと思うのです。

食事で足りないものを補うという「健康食品」のグループ、これはどっちかという機能的食品みたいになりますけれども、あともう1つは、薬のような効能を考えて出している「健康食品」ということになるわけですが、問題は、先ほどもあったような非栄養成分・素材等などということになっておりますけれども、そちらのような薬のような役割を持たせようとした「健康食品」というものが、食品だから安全という考え方に当てはまらないというふうに入ってくると思いますので、1つは、食事で足りないものを補うための「健康食品」と、もう1つの薬に類似のものに関しては、食品だから安全という考え方は当てはまらない、このようなそう考えるのではないかなと考えております。

村上委員

先ほどからこの文言の特に誤解その他について、おっしゃるとおりだと思いますけれども、これは内々の討議を進めていくための下敷きというようなことにして、池上先生もおっしゃるように、では、これからどういうふうに都民に伝えていくかという、それも一つ道筋をつくった方がよしいのではないのでしょうか。どういう形で伝えるかというたたき台をあわせてつくっていった方が……。

まず、何を一番先に伝えるか。やはり食品と「健康食品」との違いや位置づけからか、それをどういうふうに表現したらいいかという最終的な産物というか、成果物とどなたかおっしゃったけれども、そういうものを想定しながら、私どもの検討の下敷きとあわせて進行していった方がいいかしらと思います。

それから、安全性を第一に持っていくのが今回一番いいとは思いますが。効能は非常に難しい、効能効果に入ったら大変なことになりますけれども、受け手の側からすると、それがちっとも出てこないというのは、どうでしょう。効用についてどう考えたらいいかということなるべく早い時点で問題にした方がいいのではないかと、一応は触れた方がいいのではないかと。でも、都が本気で、ここだけはぜひというふうに薦められるのは、科学的なエビデンスのしっかりしている、つまり、問題点の見えている安全性のところには重点がある。これは非常に必要なことだと思います。

少し細かく入っていくと、制度の問題などもありましようけれども、基本的には、不足ならば補ってもいいという姿勢であるならば、1人の人間が自分の体について、本当に不足なのか過剰なのかを知る手だてみたいところも押さえないと、不足ならとおっしゃっても、

本人が勝手に自分には不足だ、或いは過剰ではないと思っているかもしれない。どうやったら知ることができるのかというところまで少し考えておかないと、個人の次元でどう判断するかというときに困る。その辺まで少し救済の手を差し伸べたらどうかというふうに思います。

古田副参事

都民の方々への伝えるメッセージ、実際の成果物もにらんでつくった方がいいというのはごもっともだと思います。今回「健康食品」について、これまでどこにも書いていない新しい考え方をお出ししたいと思いましたが、まずこれでいいかどうか先生方にご判断をいただいてから、慎重に進めたいと思いましたが。次の検討機会には、実際の成果物を想定した表現方法等についても検討していただくことができるのではないかと思います。

また、村上先生のおっしゃった、実際に栄養成分の不足しているかという目安、これが一般の都民の方々にはほとんどわからないという状況があると思います。おっしゃるとおりだと思います。ただ、どうもいろいろな文献等では、余り不足しているものはないのではないかなというふうなお話もあるようです。

何か目安を示す方法はないかなということで現在検討しているのは、例えば、食事のモデルを幾つか挙げて、栄養成分の摂取状況を整理するといったことですが、これは国民栄養調査を元に資料をつくることのできるのではないかと考えています。そういったものへ、ご自分の食事パターンを外挿していただくことで対応できないかと考えております。

池上委員

今のお話ですが、これは、例えば栄養機能食品みたいなものが今のような考え方で割合に単純化してできると思うのです。ですけれども、どちらが安全性その他の面で問題が大きいかというのはそう単純な判断はしにくいですけれども、栄養機能ではない特定の健康機能を持っている食品での安全性や機能性の信頼度というところに問題の焦点があるのではないかなと思うのです。その部分というのは、そう簡単な指標でできるかという問題があるのではないかなと、今のお話を聞きながら思いました。その辺は何かアイデアがあたりなのかなと。

もう1点、発言させていただいたついでに、私も骨子案を見せていただきながら、うまくまとめられているのだけれども、ちょっと何かわかりにくいというのがどうしても引っかかって、どうするともうちょっとわかりやすくなるのだろうと思いつつこれを見ています。

まず、「健康食品」の定義みたいなものが2番目のところに入ってきます。これは、ま

ず最初に、「健康食品」というのは何なのだとすることを明確にするということが先にないと、例えば1のところを読んでもわからない可能性もあると思うのです。ここでは、「健康食品」をどうとらえているんだということ、どう定義しているんだというようなことが最初にわかるようにした方がいいのではないかなというふうに思いました。そのときに、今ここで使われている「健康食品」は、雑多なものが全部ほうり込まれている。そのところに、また問題が非常にわかりにくくなっている原因があるのではないかと私は思うのです。書き方の中に、例えば特保のようなものに関しては、安全上のチェックもされているし、機能性についても一定の評価がされていますよと言っているわけです。だから、それと、そういうことが全くやられていないものと、同じカテゴリーの中に入れること自身に無理があるのではないかなと思うのです。広い範囲の中には入るかもしれないけれども、どこの食品に特に大きな問題があるのかということ、もうちょっとクローズアップしていかないと不親切ではないかなというふうに、識別がこれだけでは消費者の人たちはしにくいのではないかなというふうに思ったんです。

梅垣座長

先ほどいろいろな意見があったのですが、「健康食品」の定義ではないんですけども、ここで扱う「健康食品」は、恐らく最初のところを読むと、錠剤、カプセル剤など通常の食材の形態をとらないものとするということをおかないと、人によっては、例えばキノコそのものは「健康食品」だと認識する人もいるのではないかと、というように私は思ったんです。先ほどの分類も、そのところに持っていけば、説明はしやすいのかなと思うのですが・・・。

栗田係長

池上先生のおっしゃった「健康食品」の定義の位置づけということですが、資料2をごらんいただきたいんですけども、最終的に都民へのメッセージというのは、評価委員会から出していただきます報告書の中のどこかに盛り込んでいただきたいというふうに考えているんですけども、当然報告書の中では、「健康食品」というのはこういうものかというものは、一番最初のところにまず定義をしなければいけないと思っただけで、ただ、資料2のところ、「専門委員会検討の対象とする「健康食品」の範囲」というところに、健康の保持増進に資する食品として販売・利用される食品のうち、消費者がみずからの判断により利用するものということで、とりあえず検討の範囲は整理していただいています。

これをこのまま使うのか、今座長がおっしゃったようなカプセルとか錠剤とか、もう少し細かい区分で定義をしていくのかというのは、またヒントをいただければと思うんですけど

れども、いずれにしても、いきなりここで出てくるわけではなくて、報告書の中では、冒頭のところに「健康食品」の定義のようなものは書かなければいけないというのは思っています。

池上委員

ただ、その報告書は、都民へのメッセージ全体ですか。

栗田係長

都民へのメッセージを報告書でいただいた後に、これを具体的にどう東京都が実際に都民の方に伝えていくかというのは、また別の形、さっき言いましたように、例えばパンフレットみたいな形とか、それから、もちろんインターネットのホームページ上でのメッセージとか、いろいろな形が考えられると思うんですけども、当然そういう具体的に都民の方にお示しする資料の中では、ご指摘いただいたような整理は当然させていただこうとは思っています。

梅垣座長

これはあくまでも検討するときの材料ということで、その次は、池上先生がおっしゃったような形を生かす報告書にすればいいということですね。

林委員

資料2の「健康食品」の範囲は、これでよろしいと思いますが、つけ加えるとすれば、都民が「健康食品」としてイメージしているものの中には、食品の形態をしているものと、錠剤、カプセルの形のものも含まれるというようなことを入れたらいいと思います。錠剤、カプセルだけに絞ってしまいますと、ちょっと不十分だと思います。

古田副参事

私ども、「健康食品」の範囲の中に、もちろん特定保健用食品みたいなものも含むために、一般の食品の形態をしているものもすべて対象でございます。

それから、先ほど池上先生の方から、栄養成分の部分は、先ほどの説明である程度説明ができるが、それ以外のものは説明が難しいとおっしゃられました。私どもは、説明できるものとできないものをまず分けたいと考えました。それで、今回食事摂取基準に定められた栄養成分というのとそれ以外のものとしてみました。それで、ある程度都民の方々に、有用性あるいは安全性、その部分が説明できて、それでもなおかつ注意していただきたい部分を整理しました。

それから、それ以外にたくさんございます。こちらの中には、特定保健用食品も入ってございますし、また、本当に健康被害を起こしているようなものもあります。こちらの方に

対してメッセージも発しなくちゃいけないんですけども、このところがいろいろごちゃごちゃに入っていて、伝え方が非常に難しい。ご指摘のとおりだろうと思います。

この部分の中で、では、まず整理できるのは、特定保健用食品の部分は整理できると思っています。先ほどの3枚目のところにはそちらを抜き出しました。そうすると、残るは整理しにくい部分ですけども、この中にも、実はいいものとそうでないものがある。これをどうやって見分けていこうかという部分になっていくわけです。この部分は、各企業でどうやって情報を出しているかを調べ、それから、梅垣先生のところのような研究機関で素材情報というのを出していただいておりますのを参考にしています。

また、大学のようなところで、個別に、企業から受け付けをして商品毎のデータベースを作成しているようなところもあります。そういった部分を私どもの中ですべて整理ができるとは思いませんけれども、いろいろな形で使う用途、それぞれのお立場によって利用に便利で信用できるようなそういった情報源をご紹介していくことが一つの私どもの役割ではないかというふうに思っているわけなんです。

ただ、本当にこれからもいろいろな健康食品が出てきますので、都民の方々に対して、これまでのさまざまな悪い情報というんですか、悪い例なんかも紹介しながら、判断の目安をお示しすることも必要だと思っています。

小澤主任

先ほど池上先生からいただいたご意見は、「非栄養成分・素材等」ということで一くりにするのは、説明する上では乱暴過ぎるのではないかというご意見だったと理解しています。確かにその面はあると思います。しかし、現時点で、行政としてこれ以上どのように分けられるか考えられなかったためにこのような案になっております。よりわかりやすく説明をしていくために、よりよい分類をご助言いただき、私どももそれをもとに考えたいと思っておりますので、ぜひアイデアがありましたら伺いたいと思います。

あと、これはメッセージの骨子案ということになっておりまして、言葉としてはこのまま都民の方にお伝えする形態はとっておりません。今回の短い検討の中で、都民に実際に何という言葉で伝えるかというところまでご検討いただくことがちょっと難しいと判断した結果です。今回要素として足りないかどうかということ、過不足ないかどうかということをご確認いただいた上で、またどういうメッセージとして最終的な言葉をつくるかということは、今後検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

梅垣座長

それでは、時間が押していますので、次に2番目の「健康食品」の利用について」の

ところに移りたいと思います。

まず、今話をしていただきましたけれども、分類について、この方法と内容をチェックしていただいて、これについてご意見があればいただきたいと思います。

中村健康安全室薬事監視課長（以後「中村課長」）

薬事監視課という立場をちょっと離れるかもわからないのですが、今の小澤の話の続きですけれども、エビデンスとかサイエンティフィックとかの理化学的な知見でずっと話を詰めてきて、この非栄養成分・素材の分野のところ、ここに入った瞬間に、客観的な情報の確認であるとか、医師・薬剤師に確認するべきであるとかそういうところによりどころを求めているのではありますが、ここの部分というのは、情報の提供側も、また受け手の方も主観的なもので行っているように思います。

だから、ここのところは、エビデンスなどに基づいて考え方を構築してきたほかの部分とは違うアプローチでないといけないのではないか、というふうに思うんです。1ページの方に戻って、都民の認識ということは、非常に興味深い内容ですが、認識という点では、なぜ買うのだという点が興味深いと思います。例えば医薬品の分野で言えば、バイアグラのようなものがあります。それを街中で「健康食品」として売っていて、中にはそのことを知らずに買う人もいますが、中には薄々知りながら使っている人もいます。もしその人が必要であれば、お医者さんに行って処方してもらったら入手することも可能な状況です。それをせずに、敢えて健康食品として購入するということは、その人の行動様式とか考え方とかを考えたとき、その方たちがエビデンスとか理科の知識がないとか、そういった次元のことではないと思います。この点についてのアプローチは、単にエビデンスなどに基づくといった考え方の構築だけでは難しい。それ以上は今のところ言えませんが、そんな気がいたします。

梅垣座長

私たちがなぜこういう食品を利用されるのだろうかという疑問に思うところはあるんです。例えば今のバイアグラの場合も、普通の方は大丈夫というか、問題はないかもしれないけれども、例えばNO供与剤を摂取している人は、死ぬか生きるかというところになるんです。これは、情報がそこまでいっていないから、その方が認識していないからというところに関連してくると思うのです。基本的な知識、危険性もあるし、メリットもあるかもしれないけれども、それがどれくらい認識されているかというところが一番「健康食品」の問題はポイントになると思います。

中村課長

でも、その認識を妨げているその人の行動様式というか、生活様式のパターンみたいな

もの、薄々わかっているけども買うとか使うとか、あるいは自分の不摂生さといったものを補完するといったような使い方とか、何かそういう生活様式などとすごくかかわってくるようなものがあり、この点を抜いて議論しても、都民の方には、こちらの言いたいことを伝えられないのではないかと思います。使用動機と言ったらいいですか、そんなことの関係でとらえた方が、この部分はひょっとしたらわかりやすいのかもわからない。社会学的なアプローチみたいな感じがするのですけれども……。

梅垣座長

最終的には報告書というか、都民へのメッセージのときは、そういうところも盛り込んでいただくというので、より改善するような方向に向くのではないかなと思います。

林委員

そういうことを報告書に書きこむことは最終的に必要な事項ですが、報告書の内容として大部分の都民が求めているものは、食品の3つの機能のうち、機能性食品として強調されている三次機能というものは何だろうかということ、更に、三次機能の成分を大量に摂る必要があるかどうかというようなことだと思います。今までの書物の中には、一次機能については多くの確かな情報があります。一方、三次機能については、片寄った情報提供されていることが多いのです。そのために、今中村さんが言われたようなことが起こるわけです。

第一、バイアグラみたいなものを食品に求めること自身がおかしいのですが、現状ではやむを得ないことなのかもしれません。ですから、都民が求めている情報、特に食品の中で我々が期待することができる三次機能というものは何であるかということ、それから、三次機能に關与している食品成分はどんなものか、それをどういうふうにとればいいのかということメッセージに書き込むことが重要です。最終的には中村さんが言われた行動様式についても触れる必要があります。

丸山委員

先ほど「健康食品」の利用について」の「健康食品」の分類に関してなんですけれども、私は非常にいいのではないかなと思います。よく考えられているし、これは、都民に出すときには、「食事摂取基準の定められた栄養成分」とか「非栄養成分」、こういうふうな名前で、先ほどもお話ししたように、食事から不足するものと、薬に類似した作用をうたっているものということで、具体的にわかりやすいように変えていけばいいわけですし、その中に機能性食品というものもありますよ、もう一方には、特保みたいなものもありますよという形で、そういうものは信じてもらっていいでしょうというような感じで分けていって、かつ、こちらの1番の方が過剰摂取というものを注意する。2番目のものは、食品だけれど

も、安全性、食品と言われているけれども、安全なわけではないということを強調する。そんなふうに整理していけば、これは非常にわかりやすく、あとは、どういうふうに言葉をわかりやすくするかということが問題であると思います。

村上委員

今のこの分類で、細かいところですけども、「食事摂取基準に定められた栄養成分」とございますけれども、定められていない栄養成分というのがあるでしょう。まだ基準ができていない、それはどこに入るのかしらということを気にしました。

それから、栄養機能食品と特保の系列は、エビデンスが一応公的に認められているということをもう少し強調してもいいのではないかと。国が少し条件つきとか何とかで広げていく。そういう傾向がいいかどうかわかりませんが、しかし、それでも国が一番そこで言いたいことは、ある程度きちんとしたエビデンスベースであるというものと、そうでないものとの区別をしっかりとつけたい。そこは1人の利用者としても、それは区別がしっかりとついている方がいいので、そこはもう少しはっきりしたらどうかしらという気がいたします。単なる一つのグループというよりは……。

林委員

この資料に書かれた「健康食品」の2つの分類は、いいと思います。ただし、現状では先生が言われたように、まだ基準が決められていない栄養成分があります。その他に非栄養成分・素材についても、一定の科学的な根拠で安全性が割合担保されているものと、そうでないものがあることも、はっきりさせた方がよいのかもしれません。ただ、基本的な分類はこれでよろしいと思うんです。

池上委員

私は、この四角がちょっと何かもう一工夫欲しいなという意見です。丸の外側は一体何を示すかというところが、これを見たときにわからない。それで、私は、横軸や縦軸をもうちょっと何かの指標を示す横軸、縦軸にしてみると、もっと理解がよくなるのではないかと。それから、今の灰色部分が何を示しているのかということを明確にするというところが必要ではないかと思うのです。

例えば横軸の方向は安全性の担保の程度みたいな横軸をつくる。それから、縦軸の方は、エビデンスというか、機能性のエビデンスが明確かどうかというか、そういうような感じにうまく使えないかなと思ったのですが、今それだけなので、うまくできないのかもしれないんですけども、それと、先ほど申し上げたように、栄養機能食品とか、特定保健用食品、一定の制度上の担保のされているものですから、それと、それ以外のもの、はっきり言って、

それ以外のものの中に大きな問題がある。

特保とか、栄養機能食品が問題を持たないと私も思ってはいませんが、とりあえず機能性に関して、安全性に関して、それなりの担保がされていますから、それ以外のものとはある程度はっきり都民にもわかるようにしていった方がいいのではないかと。これを入れて、両方同じまな板の上で言うとわかりにくくならないかなというのがさっきの私の意見との関連でもあるのです。

古田副参事

「健康食品」の分類で、実線の丸の中間線の丸の中の区別を先に説明をしていなかったものですから、説明させていただきます。

今、健康機能食品の中で、例えばビタミンCを入れた飲料で、春の花粉のシーズンに効果的みたいなものがたくさん出ております。これは、本来ビタミンCの機能を書くべきもちろん、小さく書いてあるんですけども、ところをそれ以外に、例えばそこに乳酸菌など他の成分が入れてあって、その別の成分が商品の主成分みたいに説明されているという商品がたくさん出回っております。そういったことで、本来の栄養機能食品がまずありまして、その回りに、栄養機能食品をかたっているんですけども、本来のものではないということで、丸を二重につけました。

梅垣座長

いろいろな意見があると思うのですが、次に、関連しますので、全部3番目の「保健機能食品の位置付けとその活用」のところまで含めて見ていきたいと思っております。先ほどありましたけれども、特定保健用食品と栄養機能食品の大きな違いというのは、特定保健用食品は個別審査ということです。そして、製品の有効性・安全性は評価してある。栄養機能食品の場合は成分なんです。製品の有効性・安全性と、成分の有効性・安全性は違うわけです。そういう意味でも、この図に、実際に3枚目のところに書いてございますが、これを盛り込んで、例えば図示するのは消費者にわかりやすいので、これをいかに変えていくかというのに対してもしご意見があれば、わかりやすい図に改定できます。書いてある事項を読んでいただいて、アイデアがあれば出していただきたいと思っております。

小澤主任

先ほどからいろいろ意見をいただきまして、ちょっと気づいたことがありまして申し上げますけれども、村上先生の方から、定められていない栄養成分ということのお話がありました。私たちは、実は非常に悩みました。例えばアミノ酸やコラーゲンとかというもの、栄養成分には入ります。ただ、食事摂取基準の中では - これらはたんぱく質という中

に担保されてしまっているということかと思いますが - アミノ酸個々について食事摂取基準を定めるという形にはなっていません。

このような成分はたくさんありまして、それらをこの中にはっきりと位置づけるのは難しいのではないかと、事務局では考えました。ただ、私どもとしても、盛り込むことができればその方がいいのではないかと考えておりますので、意見をいただければと思います。

また、先ほど池上先生が、実線の丸以外の部分のことがわかりにくいとおっしゃったんですけれども、確かに 全体、 全体という説明と、さらにその上での A、 B という位置づけの説明はしているんですけれども、それらから外れる部分の説明はこれの中ではしておりませんでした。そこは考えた方がいいのかと思いました。

林委員

摂取基準は、ミクロ栄養素については大部分が定められていますが、マクロ栄養素 - アミノ酸もそれに入れると - 定められていないものが多いんです。それらの基準は、いずれ定めるべきですので、この作業を推進することを、都から国の方に、あるいはWHOの方に提案するのもよいと思います。

アミノ酸に関しては、WHO、USでかなり作業が進められていますが、決して十分ではないし、ミクロ栄養素については、ミネラルを含めて日本では決まっているものは欧米に比べて少ないのが現状です。これは国際問題にもなり得る事項です。

それから、先ほど先生がおっしゃった非栄養成分のものについては、これは個別的な評価の対象となっておりますが、必ずしもアメリカではそうではないと聞いています。その意味で、非栄養成分・素材等については、とりあえず扱いが国によって違うことが多いので、かなりこれは慎重に扱う必要があります。

池上委員

今の林先生のご指摘の栄養機能食品で、特に私が問題意識として持っているのは、古田さんがご指摘になったように、栄養機能食品と称して、実際には栄養機能とは関係のないいろいろなものを入れて、それがあたかもすべて厚生労働省によって認知されているかのような誤解させて売るといふ、こういう手法があるんです。だから、そういうところが、ここだと認識されている割には弱く表現されているのではないかと。だから、栄養機能食品だからといって、そこに入っている成分のすべてを国が認めているわけではないのだというあたりをもうちょっとしっかり書いておいた方がいいのではないかと私は思いました。

それから、今のもう1つの特定保健用食品のところの「利用上の注意」というところに私は引っかかっているんですが、「利用上の注意」の上のところですが、「例えば、糖尿

病」の云々というところがあるんですが、実際には、安全性を審査するときはここまでちゃんとやっていますので、できればこれは削除していただきたいなと思います。一般論として、何らかの疾病を持っている人がいて、例えば血糖値を下げるというんですか、血糖の高い方の食品のようなカテゴリーでは、もし、その糖尿病で別の薬剤を投与されている場合には大丈夫かというようなことは一応全部想定して、安全性の注意喚起の表示とかは検討しています。

ただし、それ以外の何か疾患を持っている方がたまたま医薬品との相互作用みたいなものがあるところまですべてが全部審査はできていませんから、その点はそういうことはあり得るということはあった方がいいと思うんですが、例えば高血圧の人のペプチドなんかは、作用起点が同じなんです。アンジオテンシン変換酵素という酵素をアタックするので、これは特保も、医薬品で使われる多くの医薬品も同じですが、これは両方使ってもそんなに相乗効果というのは出てこないということが、それだけ食品の場合は非常にマイルドにしか効かないということなんですけれども、そういうようなことがあるので、一応そういう心配となるようなところはとりあえずそれなりに担保されていますので、こういうふうに書かれちゃうと、ちょっといいかげんということになっちゃうので、審査にかかわる人間としては、できれば削除していただきたいなというふうに思います。

梅垣座長

そのようなことでよろしいですね。

ほかに、そういう意見はございますか。

林委員

これは、今の小澤さんが書かれたことは、これだけ取り上げてみると大げさにみえますが、食品と医薬品の相互作用は考えなければいけない項目です。やはり健康食品に関して、理解しておく必要のある、或いは報告の中に書かなければならない項目だと思います。

池上委員

ただ、弁解になるのですが、食品安全委員会の中で、特保の成分が医薬品と相互作用するかどうかというのは、専門家の方がいらして、かなり厳密なチェックはしています。ですから、見落としもないわけではないので、絶対100%の保証はないのですが、それはそれなりに、かなり厳密に審査しているというところをご理解いただきたいと思いません。

ですから、このところで私が引っかけたのは、糖尿病でというのと、血糖値高めという医薬品の同じ機能です。そういうところはもう大体きちっとされているので、だけれど

も、特保でも、それから、一般の「健康食品」にしても、医薬品との相互作用はあるということにはわかっているわけですから、そういう危険性は常にあるという、一般論としてむしろ表記していただいた方が誤解がなくていいのではないかというふうに思うのです。

林委員

医薬品と食品の相互作用は、テレビでもとりあげているように、一般の方が非常に懸念している問題の1つです。ですから、先生が言われるように、安全委員会その他で十分に検討されて、現在日本で市販されているものについては、こういう問題は懸念されていなくてもよいのならば、そのように書けばいいのであって、求められている情報であることは確かです。だけれども、日本では、この問題については十分に検討してあるから、余りご懸念に及びませんよというようなことを書くなら、書いてもよいのですか。

池上委員

でも、私も、それは100%の保証というのは、その場合もあり得ないので、一般の方々が医薬品を使っている場合には、原則として特保も含めても、両方は併用しない。使いたい場合は、医師に必ず相談する。こういうことをきちっと徹底していただくことの方が...
...

林委員 では、最初に小澤さんが書いたそのままでいいのではないですか。

池上委員 そっちの方で十分だと思うのです。

梅垣座長

多分これは、「例えば」というこの部分だけは特に書かないで、下の段だけでいいと思うんです。薬物と食品の相互作用というのは、摂取量に依存します。基本的には微量であれば全然問題はないんです。でも、摂取量がふえてくると、薬物との相互作用をしてきますから、その考え方というのは多分説明しても難しいし、それは専門の人に聞いて、アドバイスを受けて使うというのが、安全を考えればそれが一番だと思います。従って、この下の段の記述だけで私はよろしいと思います。

古田副参事

実際問題、糖尿病の方がお医者さんにこの特保を使いたいと思うがどうでしょうかと相談された場合、これからさまざまなお医者さんたち、医療機関の先生たちとのインタビューの中でまた明らかになっていくと思いますが、病気の人がトクホを使う適否を現実に調べる方法がもしかしたらないのかもしれないという問題があります。特保のどういう審査をされて、どういう治験をされているかが公開されているかという、どうもそうではないために、相談された側でもお答えができないという状況にあります。

特保の場合、生活習慣病の人から半病人まで使用しているとすると、自分がどの辺の位置にいて、どの辺の人だったらトクホの効果が得られるのかがよくわからないというのがまた1つ現実かなと思います。

池上委員

それはおっしゃるとおりです。短い表示だけで、本当に適正な対象者がだれかということとは、必ずしも明確ではないし、特保を取得している企業の宣伝の仕方で、あらゆる人に効くかのような誤解を生み出して、そして、非常に大きな市場を形成しているということも事実ですから、おっしゃることは確かだと私も思います。

梅垣座長

今の問題は、資料6の医療機関の委託調査をやられますから、恐らく将来は反映できると思うので、それに対応していただければと思います。

時間が押していますので、全体的なことを確認しまして、もし、いろいろなご意見がありましたら、適宜事務局の方にまた寄せていただくということで、基本的な確認をしたいと思います。

最終的に、この資料のような中身の都民向けのアドバイス、メッセージを当専門委員会で作成して報告書として盛り込んでよろしいでしょうか。(了解)

では、2番目に、都民への「健康食品」の認識、理解不足という現状を「健康食品」の役割、安全性について、基本的な誤解というのと、利用方法の誤りという2点にとらえて分類していく。文言は後でまた修正していただくとして、この整理の仕方でよろしいでしょうか。(了解)

そうしたら、あとはこの分類ですね。「健康食品」の成分に着目して一応分類する。国が基準をつくっている、食事摂取基準というのをつくって、全体で動かしているところもあります。国との整合性も必要です。あと栄養機能食品という制度もありますから、それを土台にしないと、しっかりしたメッセージというのは恐らくつくれないと思います。

大枠はこういう分け方で、微調整は、もしできるならばした方がいいと思うんですけども、この分け方でよろしいですか。

では、それでほかにご意見がございましたら、個別に事務局の方に言っていただいて、よりわかりやすい最終的なメッセージがつけられるようにしていただければと思います。

栗田係長

きょう、たくさんご意見をいただきましたので、最終的には都民に本当にどういう形で伝えるかというのを1回形にさせていただきますので、いつになるか約束はできませんけれ

ども、それをまたごらんいただきたい、ご検討いただきたいと思っております。

梅垣座長

最終的には、個々のところでわかりやすい記述にしていくというのが最終目標ですがけれども、いろいろな議論をしていって、問題点とかを把握しながら、こちらに反映するということですね。

栗田係長

あと個別の細かい語句修正とか何かがありましたら、また事務局の方にお寄せいただければと思います。

(休 憩)

梅垣座長

それでは、時間になりましたので、議事を進めていきたいと思えます。

次の議題は事業者へのアドバイスということになっていたのですがけれども、事情がありまして、検討事項以外のこと、調査情報収集ということで、事務局からご説明をお願いします。

栗田係長

では、順番が狂って申しわけございませんけれども、資料6の方を先にご説明をさせていただきますと思います。

資料6、1枚、医療機関等に対する調査の概要ということで、これは前の委員会でもこういった調査をさせていただきますということでご説明をいたしましたけれども、現在、委託先の調査会社等も決まりまして進めておりますので、進捗状況を先にご説明させていただきます。

まず、委託先としまして、株式会社三菱総合研究所に決まり、今日は担当の方も見えていますので、ご紹介します。

予定しています調査対象というところが書いてありますけれども、お医者さん、薬剤師さん、それから看護師さん、栄養士さんという方たちを調査対象とさせていただいております。まず医師につきましては、大規模病院の勤務医の方、それから、開業医の方、有識者の方にインタビューをして、それを踏まえた上でアンケートを実施するというので進めております。調査には、東京都医師会の全面的なご協力をいただけることになっております。本日、東京都医師会の内藤理事がお見えになっておりますので、ご紹介させていただきます。

医師に対するアンケートに関しましては、東京都医師会のご協力により、相当な規模の調査ができることになりました。それから、丸山委員の病院でもご協力をいただけるという

ことで、かなり有意義な調査ができるというめどがつかしました。ご報告させていただきます。

それから、薬剤師の方に関しましては、病院勤務の薬剤師、東京都の病院薬剤師会、それから、東京都薬剤師会の協力もいただきまして、かなり突っ込んだ調査ができるという見通しがたっています。

以上が調査の概要で、先にご説明をさせていただきました。

梅垣座長

それでは、議事の方にまた戻りたいと思います。

「健康食品」取扱い事業者へのアドバイスについて検討するのですが、事務局から資料4のご説明をお願いします。

小澤主任

では、資料4と資料5をあわせてごらんいただきたいと思います。こちら、本日は骨子の案ということで、事業者へのアドバイスを最終的に作成することを考えた場合に、どのような要素を入れていったらいいのかということ整理したものです。

資料4の内容の前に、資料5の事業者に対する認識調査の結果を簡単にご紹介します。

こちらのアンケート調査は、回収数も少なかったため、私どもとしては、ある程度ご認識のある方からご回答いただいたと考えております。事前に先生方に結果を見ていただきまして、クロス集計なんかをやった方がいいのではというアドバイスもいただき試みましたが、Nも少なく、明確な結果が得られないと判断しました。このアンケート全体をエッセンスととらえ、アドバイスの骨子を作成しております。

< 資料5を元に、アンケート結果の概要を説明（発言内容省略） >

これまでは、事業者の方に対して「健康食品」の安全性をどのように考えて、また、情報の判断や活用をどういうふうにやっていくべきかという行政としてのメッセージを明確に出してきておりませんでしたので、この委員会で、その点を整理していただき、事業者に自主的な実施を求めて行くことにも意義があるのではないかと考えています。

アドバイスの全体の構成を説明させていただきます。事業者の方に求めることを4つに整理しています。1つは、事業者の役割の理解、そして、「健康食品」そのものの安全性の向上、続いて、「健康食品」が使用される際の安全性のサポート、そして、もう1つは、法律の遵守ということは当然だと思うんですけども、その遵守をする体制をつくってほしいと、この4点に分けて整理をいたしました。

< 資料4を元に、アドバイス骨子の概要を説明（発言内容省略） >

梅垣座長

ありがとうございました。

アンケート結果が非常に活かされていてよろしいかと思えますけれども、先生方で何かご意見があれば伺いたいと思います。

林委員

アンケートに回答していただいた企業は、「健康食品」についての理解と認識のある会社だと思います。大事なことは、十分な理解と認識を持った上で「健康食品」を扱うことだと思います。健康食品を扱っている企業に健康食品についてのコンセプトは何かを聞いてみたいと思います。

例えば、アンケートに回答された65社の方はきちっとそういうことの理解があると考えますが、そうでないところ、「健康食品」を扱っているんだけど、それを「健康食品」として正しく理解・認識していない会社もあるのではないかなという気がします。

村上委員

一番最後のその他のところに、情報の例示とございましたけれども、私が事業者だったら、一番知りたいのはどこまで許されているのか、どこからダメなのかというあたりです。そこを具体的に知りたいので、この上の部分も、こうしたらどうかということと同時に、そこに実例を入れて、こういうのはダメだというダメなケースみたいなものをどんどん入れ込んでいったらいかがでしょうか。

法律の遵守の責任体制というところにも、法律遵守なら遵守で、こういう違反が随分あったという事例を出す。それから、ここから先は違反であるということをはっきりさせるという、何かマイナスの部分を見せながらプラスを認識するというそういう形で、なるべく実例をお出しになると一番ぴんとくるのではないかと思います。

林委員

アンケートに、予想される健康への悪影響について、モニターを実施していますかということをつけ加えてほしいとお願いしたのですが、なぜそれをお願いしたかということ、医薬品企業と食品企業との間で、この問題にどのくらい認識の違いがあるかということを知りたいためでした。この結果では、4.6%がイエスです。これが医薬品だとすると、少なくともこのことが義務づけられているくらいなんです。だから、それだけの違いがあるということを知ってこの問題を取り扱うことが必要なのかなということです。

浜野委員

この事業者へのアドバイスそのものは、特に問題はないのですが、どうしてもさきに議

論した都民へのメッセージが、そのエッセンスは何らかの形で、ベースとしてないといけな
いであろうというのが1つあること、それから、もう1つは、特に食品ですと、法律的に健
康被害というのは、変な話ですけれども、常に起こってから問題になるという状態です。必
ず後追いです。

これは100%は防げないことですが、できるだけ早く追いつけるような体制というの
ができないのだろうか。これは言ってみれば報告の問題です。報告があって、初めてわかる
わけですから、あとはきちんとフォローしていく。これは、法的に義務づけるわけにいかな
いかもしれませんが、その最初がないと、対応が遅くなります。その意識づけを、届け
ると何か怖いとか、いろいろなことがあるのでしょけれども、いずれにしても、それは取扱
う者の義務であるという、そこがないと動きようがないというところもありますので、そこ
を何とかしたいという気がします。どう意識づけるか、必ず報告すること、その対象は保健
所であるのか、病院であるのか、どこであるのかということを確認にすること。それ
から、これは業者へのアドバイスの中に入れるべきことと同時に、ある意味では、都民への
メッセージとしても必要なのかもしれない。

それは、都民も何かがあったら、医師なり薬剤師なりに相談することがあるかもしれま
せんが、どこへ相談すればいい、どこへ報告すればいいのか。保健所なのか、市役所なのか、
都庁なのか。どこかその1つか、あるいは幾つかというのは書いておくこと。これは、ある
意味で、そう書いてあることが事業者への一つの警告というのでしょうか、報告されるぞと
いうことも必要なのかもしれない。従って、それを両方に書いておく必要があるのもし
れないと感じました。

代田委員

今の話と関連するんですけども、先ほどのところでも、消費者の方たちが注意をする
こと、知らなければいけないことというのがあって、消費者の方たちが、例えば医療関係者
のところでは薬との飲み合わせについて相談をするというようなこと、あるいは自分が買おう
とするときに、事業者に対して問い合わせをするアクション、それぞれに都民の方が別な関
与者に対するアクションがそれぞれ出ているんだと思います。

今の話にもありますように、企業の方も、行政に対して、あるいは消費者に対してアク
ションがあるわけですので、最初の資料2のところにも、関与者のところの絵が出ているわけ
ですけれども、最終的にここでどういうアクションをそれぞれの関与者が行っていくかとい
うようなことがまとめられていくと、協働という最初のお話がありましたところがはっきり
してくるのではないかなと思います。今お話にあったような、この中で行政から事業者に出

すだけではなくて、事業者がそれぞれのところにどういうアクションをするかというようなことをこのそれぞれの骨子案のところに盛り込んでいけるといいのではないかとというのが私の意見です。

池上委員

今の「健康食品」の安全性の向上という中に、事業者として安全性あるいは有効性も含めてだと思えるのですけれども、そういうものをきちっと科学的なエビデンスを確立するシステムというのを必ず持つ必要があるのではないかと思うんです。その辺がこれを見たときに明確ではないような気がしたんです。例えば研究所を持っているとか、あるいは情報収集の組織があるとか、そういうことがまずベースに本当はなければいけないのではないかと思います。

私も個別の「健康食品」の企業と接触することがないので実態はわかりませんが、多くのそういう事業者はほとんどそういった組織を持たずに、単なる伝聞のような感じのものをエビデンスにして商品をも勝手につくっているというようなところも多いのではないかと感じます。できるだけきちっと自分のところでそういうエビデンスをしっかりと集めていく。あるいは集める中には、自身がやるということも含めて、そういう組織をきちっと整備していくというようなことの指導というのはあってもいいのではないかと思います。

ただ、そうは言っても、先ほど申し上げたように、比較的小さな家内工業的なところで作っているところがあるようですが、そういう場合に、例えば東京都の研究機関とかそういったところで、相談に乗って成分分析をしてあげるとか、安全性の治験を請け負うとか、そういうのは難しいんですか。都民にとっては、そういうのがもしやられるとしたら、随分メリットがあるのではないかなと思いつつ、今聞いたのですけれども……。

梅垣座長

実は、私のところにもそういう分析をしてくれという話が来ます。ただ、お金がかなりかかりますから、それは外部の機関でやっていただいて、最終的なアドバイスのみできると思っています。商業ベースで検査は行われていますから、それは個々の企業が責任を持って業者自身がやるべきものだというふうに思うのですが、どうでしょう。

森健康安全室薬務課長

薬務課長でございます。医薬品の承認の関係を扱っているところです。医薬品としての効能、効果、安全性を証明するのはメーカーさんの責任ということになっています。エビデンス等保証された効果という部分は、特保もそうですけれども、ご自身のところでお金をか

けたからそこまで表示・広告できるようになるということです。役所サイドでは、今までですと、こんないいかげんな「健康食品」なんか飲まないでくださいというスタンスでございますので、もう少しグレードを上げる努力は、企業にしていきたい。

そして、消費者も賢くなって、危険なものは使わない、安全と思われるそれだけの情報が提供される「健康食品」を使っていただきたいというふうな形での振り分けをしていきませんと、例えば薬事法違反で処理をしているような「健康食品」の業者さんというのは、本当に今売れているからというので、中身がそのとおりかどうかもわからないようなものを仕入れてきて発売元になって売っているようなところもあります。大きいところも小さいところも一緒にして、「健康食品」のエビデンスを高めていくために行政がどこまでできるかということの検討はかなり難しいと考えております。

梅垣座長

本来ならば、商品を消費者に売るわけです。消費者に買っていただけるような製品をつくる側は供給するべきだし、そのときは責任を持たなきゃいけないというのは、これは原則だと思うんです。それをもう少し各メーカーの人にわかっていただければ問題はないし、多分大手はそういうシステムを今持っていますし、このアンケート結果からも見えてくる内容というのは、責任を持っているかどうかであると思います。いろいろな問題があるんでしょうけれども、こちらからはなるべくいいアドバイスをして、メーカー、事業者の方はそれを守っていただいて、いい方向に「健康食品」がいくというのが一番望ましい方向ではないかなと思います。

古田副参事

実は、先ほど休憩時間に梅垣座長の方から、事業者に対してはアドバイスだけでは少し弱いのではないかというお話がありました。アドバイスだけでは聞いておしまいになっちゃうのではないですかというようなことで、とても痛いところなんです。実は、「健康食品」の事業者というのは、考えてみますと、輸入者、それから、企画する事業者、打錠などを行う実際の製造者、原料の採取者や栽培者などに分業化されているようです。ドラッグストアなどの販売者も等も事業者の一形態になると思います。

食品衛生法の中でこういった事業者のどこまでを把握しているかといいますと、必ずしもすべてではありません。東京都の場合は、例えば液体のもので飲むようなものは、清涼飲料水に分類されますので、清涼飲料水製造業、打錠とかあるいはカプセルに入ったものは、粉末食品製造業という東京都の条例に基づく許可業種に該当します。

しかし、それ以外の事業者には、例えば中間製品をつくって打錠屋さんに卸すようなと

ころは、許可や届出の対象にもなっていないため、事実上把握もできていません。私どもは年に1度「健康食品」の事業者講習会というのを開きまして、「健康食品」の法律改正とか、それから、表示をつけるときの違反にならないための注意事項とかというのをお知らせしています。今回も、約1,600人も参加者がおり、お断りするくらい大勢お集まりいただいています。

営業許可を取得しているところや講習会に参加しているところに対しては、アドバイスをさせていただくことができますが、他の把握できていない事業者に対してどうするのか、工夫が必要だと、梅垣先生にはお答えしたところです。この辺につきましても、皆様からアイデアをいただけたらと思います。

梅垣座長

今のお話ですけれども、アドバイスは、はい、そうですかで終わってしまうと思うんです。なるべく実効力があるようなものにすることがこのアドバイスが生きていくものだと思うんです。これは食品、これは医薬品というので、恐らく対応できない状態になっていますので、できる、できないは別として、どこまで東京都の中で、食品、医薬品、いろいろな担当部分もあります。そこで連携して、どこまでできるかというのを検討していただくというのが、このアドバイスが生きてくる方向だと思います。

いろいろな難しい面があるのはわかりますので、どこまでならできる、どこまでできないというのが明確になれば、そこでできなくても、将来対応できる方向性を見出すことはできると思うんです。だから、検討を少ししていただければ、このアドバイスというのが生きていくのではないかなというふうに思います。

林委員

先ほど食品の業界と医薬品の業界で、安全性への対応についてこれほど違いがあるというのを申しましたけれども、その違いの背景には、食品と医薬品について、安全性、有用性、それから使用法についての行政上の基準がどの程度はっきりしているかが関連しています。

医薬品についてはそれらの基準は明解です。だから、そういう行政的な対応もできる。食品については、安全、有用性、使用法の基準や考え方に不確実な面が大き過ぎる。だから、行政的な対応も明確にできないし、行政側からもアドバイスにとどまってしまうというところがあるんです。

ですから、この3つの点について、都としてはこのぐらいのことを望んでいるんだということをはっきり示すことが、アドバイス以上のものになり得るということだと思います。

栗田係長

事業者に対する対応ですけれども、かなり厳しい規制、罰則まで含めた規制から、こういったアドバイスのこれは指導だと思っただけですけれども、とり得る手段というのは幾つかあると思っただけです。もちろん、「健康食品」の事業者に対する規制というのは、条例化すれば、理論的にはできると思います。現実的には、それができたから実効性が上がるかどうかというのは、非常に難しいのではないかなという気がします。

先ほどの講習会に来た630社ぐらいの事業者の方がいらっしゃるんですけども、この方たちは、お金を払ってまで行政の講習会に来ていただくというのは、相当意識の高いというか、いい事業者の方。さらに、このアンケートの回答をいただいた方というのは、さらに意識の高い方、それに基づいてこのアドバイスをつくっていますので、ある意味では、そういう事業者の方にとってみれば、我々としてアドバイスを出せば、ちゃんとかなりまじめに考えてくれるだろうなという期待もあります。

はっきり言ってどうにもならない事業者もいるんだろうと想像されます。何をやっても、売ればいい、だましてでも売ればいいという事業者とか製品なんかもあると思います。そういうところに対してどうしたらいいかというのは、我々としては手段が余りないんです。

林委員

だから、医薬品の場合には、そういうものは医薬品として扱えないわけです。食品の場合には、そういうことはないからなんです。

先ほども、アンケートは「健康食品」を取り扱っているということを確認しているか、していないかということ、確認しているとすれば、あなたの「健康食品」の概念はどのようなことかということから始めるべきだといいましたが、ただ、そこまで言っても、やらないところはやらないです。

栗田係長

この前の資料3のところ、都民に向けてのメッセージの中で、言葉として根本的な誤解という言葉はよろしくないというご意見をいただきましたけれども、あれは、実は事務局としては結構そういう思いがあるんです。最終的には消費者の方に正しく選んでもらうしか「健康食品」の問題は解決しないのではないかな。消費者の方は、もしかしたら、「健康食品」というのを夢の薬みたいに考えている部分があるんです。薬よりも効く薬、しかも、薬ほど危険でない、要するに食品だから安全だというイメージがあっただけになっている部分は多分にあるような気がします。ですから、そういったような根本的誤解をまず解消していただかないと、この問題はなかなか解決しないのではないかなという思いもあってああい

う回答になったんです。

池上委員

今回の資料の中には出てこなかったんですが、気になったなと思っている資料2のところに、医療関係者というカテゴリーはあるんですけども、必ずしも医療機関にいる専門家ではなくて、大学とか研究機関とかにいる専門家が非常にいいかげんな健康情報を出して、だから、それが「健康食品」のエビデンスとして使われている。あるいは出版物もあります。そういうのは、メディアの中に入るのかもしれないですが、そこらももう少しちゃんと自覚してほしいなというか、責任を持った科学的な情報を専門家が発信する。そういうところもこういう中にもうちょっと強調されてもいいかなというふうに思ったんです。

それから、消費者の人たちは、今は単純に「健康食品」のカテゴリーというのですか、そういう話をされているんですけども、今、販売の形態というのがあります。その辺でこのあたりのルートで販売されているものには要注意だということももう少し盛り込めないかなと。余り十把一からげに何のルート、例えばインターネットで買うようなのは絶対危ないとかと、そう単純には言い切れないかもしれないけれども、健康被害の発生頻度の高い販売方法というのはどんなものがあるのかというようなのも含まれてきたらどうかということを感じました。補足意見です。

梅垣座長 それは、資料3の中に入れればよいということですね。

林委員

どの内容をどこの章に入れるとかということが一番大事なことですけれども、こういうような複雑なものになってくると、各章の間の関連性をきちっととることが大切です。今まで先生が言われたようなこと、確かに3に入れていいのかもしれないけれども、それはメディアの問題でもあるので、その部分との関連性を持たせる配慮が有効だと思うんです。

業者の中にも、都民の中にも、様々な方がおられることも確かで、都がここまで踏み込んだ資料を出せば、これは一歩前進です。ですから、100%役に立つということにはならなくても、少しでもそういう認識が都民の間に、あるいは企業の方々の間に高まってくれば、それだけでも十分だと思えるので、長い目で見る必要があると思います。

梅垣座長

これは個人的な意見ですけども、商品を買う側が一番重要だし、その判断は最終的なものです。だから、いろいろな事業者さんがいらっしゃいますけれども、その中で頑張っている事業者というのはそれなりに評価してあげないといけない。それを消費者に伝えられるような方向性がもしあれば、消費者も理解力は高まるし、事業者もだんだん

いい方向に持っていけるようにうまくできると思うんです。

だから、例えば難しいと思いますけれども、少なくとも何をどこの業者が売っていて、どういう状況かというのが把握できるようなシステムがもしあればよい。そうすると、何か問題が起こったときに、すぐ行政としても対応できますし、その情報を消費者にも流すことができると思います。なかなか難しいとは思いますが、もし、可能ならば、ちょっと検討してもいいかなというふうには思うんです。

浜野委員

今との関連だと思えますが、今お話を聞けば、これは完全に法律で縛るわけにいかないということであると。しかしながら、こちらの希望に沿わせたいという形となると、1つは、結局何らかのインセンティブを与えるしかないのかもしれませんが。そのための方法として、仮に登録という制度をつくった場合、これは登録しなくてもいいわけですが、登録をしたことに伴う何か、最近はやりのポイント制等、登録に伴って、信用できるというか、一応最低限登録してある　いいか、悪いかは別にして　という会社ですとかいうようなこと等。残念ですが、人間、インセンティブがないとなかなかやらないと思うのです。従って、何らかのインセンティブ、それは、場合によっては、講習会への出席であるかもしれないし、あるいはパンフレット等を一々全部持ってこられたらレビューしてくれるかどうかわかりませんが、例えばレビューしてあるとかといったような、一面ではインセンティブを準備してあげることが1つは必要だと思います。

同時に、インセンティブを出す以上は、今度は、言いたくないですが、厳しく取り締まるしかないと思います。まさに駐車違反でもそうだと思いますが、取り締まらないといつまでたってもその駐車違反はなくなりませんが、そこを一気に厳しく取り締まると、しばらくの間は駐車しなくなるんです。これは、イタチごっこ感ありますが、取り締まるときには一気にやるということもどこかで必要であるし、それを、キャンペーンではないですが、明らかに示して、こういうのは取り締まりの対象になるということを明快にしておく。強いポジション、立場を明らかにしておく必要はあると思います。

梅垣座長

ほかにございますか。時間も参りましたので、確認させていただいてよろしいですか。

この事業者へのアドバイス、資料4の骨子案というのを専門委員会で作成して、最終報告書に盛り込むということでよろしいですか。若干修正がございましたら、事務局の方に個別に連絡していただければと思います。

事務局から何かございますか。

古田副参事

きょう、ご検討いただく部分は事務局として用意したものは以上でございます。

梅垣座長

それでは、本日の議題はこれで終了ということで、進行を事務局にお返しします。

古田副参事

長時間にわたりましてご議論をありがとうございました。

また、本日さまざまにいただきましたご提案やあるいは修正箇所、また事務局の方で整理いたしまして、委員の先生の皆様の方にご意見を伺いたいと思います。

また、先生方からも、まだ今回この場では言い足りなかったようなところ、あるいはまた、後でお気づきになった点がございましたら、事務局までご連絡をいただきたいと思います。

また、個別に先生の方にご相談申し上げることも多いことと思いますがよろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。以上で終了いたします。